

事 務 連 絡
平成20年 4 月 28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(ガンビア産ごまの種子及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号に基づき実施しているところです。

今般、国内における自主検査の結果、ガンビア産ごまの種子において基準値(0.03 ppm)を超える γ -BHC (リンデンをいう。以下同じ。)が検出されたとの情報を入手したことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
ガンビア産ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)
- 2 検査項目
残留農薬 (γ -BHCを含む。)